

渋谷区で宅建業・不動産開業に関するご相談は 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 第八ブロックへ（渋谷区）



宅建業開業に関するご相談は何でもご相談ください。

TEL：03-3797-3334 ※ご予約制、相談時間1時間（目安）

お気軽にご連絡下さい

受付時間 月曜～金曜（祝祭日・年末年始除く）

9：00～12：00／13：00～17：00（最終受付16：00）

※尚、ご相談は第八ブロック事務局にご来訪にて行います。必ず希望日10日前までにご予約をお取り下さい。突然のご訪問、お電話でのご相談はご対応出来かねますのでご了承下さい。

宅建協会入会のメリット

1. 買取再販資金調達に（全宅ファイナンス・全宅住宅ローン）

全宅ファイナンス 会員向け買取融資を受け付けています。

※詳細は全宅ファイナンス(株) TEL03-6206-0431(平日9時～17時受付)へご確認下さい。

全宅住宅ローン「フラット35」「フラット50」を提供 住宅ローン手続きもスムーズに行い報酬として決済後、宅建業者様へ事務取次手数料をお支払い致します。

※詳細は全宅住宅ローン(株) TEL03-3252-1830(平日9時～17時受付)へご確認下さい。

2. リスクの多い宅建業務を安心に（宅地建物取引士賠償責任保険）

重要事項説明の業務に係る損害賠償のリスクに備える保険で、宅建協会の会員様のみがご加入いただける制度保険です。

※詳細は代理店：(株)宅建ブレインズ TEL03-3261-1423(平日9時～17時受付)へご確認下さい。

3. 難しい開業資金調達に（西武信用金庫）

東京都宅地建物取引業協会会員限定「創業支援ローン」

※会員限定金利（年1.0%）、最大融資金額3,500万まで、運転資金7年、設備資金10年

詳細は西武信用金庫地域協創部 TEL03-6382-7016(平日9時～17時受付)へご確認下さい。

2024年2月現在